

農地転用許可と太陽光発電事業の実施に関する条例認定との調整要領

(平成30.3.29 農第03290002号)

このことについて、農地法（昭和27年法律第227号）に基づく農地転用許可事務と和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。）第3条に基づく認定事務の取扱いの調整に関して、県農林水産部と県環境生活部との協議により下記のとおり定める。

この調整要領は、平成30年4月1日から施行するものとする。

記

1 農地転用許可事務と条例認定事務との取扱いの調整について

- (1) 条例第3条の認定を要する太陽光発電事業に係る農地転用許可日については、条例の認定と同日（同時許可）とする。
- (2) 条例第3条の認定を要する太陽光発電事業に係る農地転用許可申請は、条例第6条に定める公表された計画に基づくものであること。

2 事務取扱いについて

- (1) 農地転用許可については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条第1項第2号の規定により、「申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがない」場合は許可できないこととなっている。

よって、条例第3条の認定を要する太陽光発電事業に係る農地転用許可申請について、農地転用許可権者は条例認定権者に対し、認定見込みや施行日について照会、確認、調整を行うものとする。

- (2) 農地転用許可申請については、具体的な事業計画であることを求めているところである。

よって、条例第3条の認定を要する太陽光発電事業に係る農地転用許可申請は、条例第6条の定めにより公表された具体的な計画に基づいたものであることとし、同条による公表以降に申請を受け付けるものとする。

3 その他

- (1) 農地転用担当部局と条例担当部局とは、連携を密にすること。
- (2) 農地法及び条例の運用に関して不明な事項がある場合、各担当部局に照会すること。